

## 自治体における外国にルーツをもつ障害児と親への 支援状況と課題（上）

菱田 博之<sup>i</sup>

本研究は自治体における外国にルーツをもつ障害児の親の支援について、自治体の多文化共生担当部署や公益財団法人、NPO法人、民間企業にインタビュー調査を実施し、現状と課題を実証的に検証したものである。インタビュー調査から、いくつかの自治体においては、外国にルーツをもつ障害児の親への支援の必要性を認識しているものの、彼らを医療や療育などの専門機関や既存の自治体における制度やサービスを利用するための窓口につなげていくことに対し苦慮している様子が明らかとなった。また自治体と、公益財団法人やNPO法人、民間企業などのインフォーマルアクターにおける主体とが連携しながら、支援の方法を模索している様子が確認された。さらに、インフォーマルセクターの先進的な体制構築が遠隔地やコロナ禍における支援に有効であることも確認された。一方、多文化共生における先進自治体において、外国にルーツを持つ障害児の親への支援には各自治体の状況に応じて様々な体制が存在し一様でないことや、日本人の支援者における当事者への支援の難しさ、言語や文化背景に配慮した外国人スタッフにおける支援体制の重要性が明らかとなった。

キーワード：外国にルーツをもつ障害児の親、多文化共生、コミュニケーション支援、多言語対応、インフォーマルセクターとの連携

### 目次

はじめに

#### 1. 多文化共生先進自治体における外国にルーツをもつ障害児の親への支援についての調査

- (1) 調査対象の選定
- (2) 調査方法
- (3) 倫理的配慮
- (4) インタビュー調査を行った自治体とインフォーマルセクターにおける主体の詳細

#### 2. 調査結果

- (1) 多文化共生先進自治体における、外国にルーツをもつ障害児の親へのフォーマルな支援体制
  - ①外国にルーツをもつ人々への相談体制の強化

#### ②公益財団法人との緊密な連携

- (2) インフォーマルセクターにおける主体による外国にルーツをもつ障害児の親への支援について

- ① NPO法人在日ブラジル人を支援する会SABJA（サビジャ）における支援
- ② NPO法人フロンティアとよはしにおける支援
- ③ 株式会社BにおけるC放課後等デイサービスにおける支援
- (3) コロナ禍における外国にルーツをもつ障害児の親への支援状況（以上、本号）

#### 3. 自治体とインフォーマルセクターにおける主体による外国にルーツをもつ障害児の親への支援における課題

- (1) 先進自治体の取り組みの現状と自治体間における支援体制の違い
- (2) 自治体における外国にルーツをもつ障害児と親

i 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

に対する専門職の必要性と、専門的支援におけるインフォーマルセクターにおける主体の役割

(3) 外国にルーツをもつ障害児の親への支援における課題

- ①外国にルーツをもつ子どもの障害を日本人が把握する難しさ
- ②日本の学校教育制度や将来に向けた長期的視点を親に理解してもらう難しさ
- ③国籍・言語による支援の違い

おわりに

### はじめに

本研究は外国にルーツをもつ障害児の親<sup>1)</sup>が抱える日本の地域社会での生活における困難について、自治体がどのように対応し、取り組んでいるのかを具体的に明らかにすることを目的としている。2019年6月末時点の日本における在留外国人の数は過去最大の約282万9,416人となり、前年度より9万8,323人(3.6%)増加し総人口の約2.2%を占めるようになってきている(法務省, 2018)。両親または母親が外国籍の子どもの出生数については、令和元年度で18,327人となっており、日本で出生する子どもの約2%となっている<sup>2)</sup>。徳田(2019)は、共同通信社が全国の地方自治体に対し2016年に行った外国人増加についてのアンケートに言及し、比較的外国人人口の少ない地域においても、外国人人口の増加の傾向がみられるとしている。

このような背景のもと、近年外国人研修生や実習生の受け入れが増加し、日本で暮らす外国人はアジア諸国を中心に多国籍化しており、地域社会において外国にルーツをもつ人々の生活は日本人にとって、より身近なものとなってきている。さらに2019年に入管法改正による新たな在留資格が創設された。家族で来日するケースが増えることが予想されるとともに、外国にルーツをもつ障害児も増えていくことが予想される。

1948年に国連は世界人権宣言を採択し、その後1966年にはより国際的な規範として、社会権的規約

である「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」と自由権的規約である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が採択されることとなった。外国にルーツをもつ人々が日本での生活において日本の制度やサービスを利用する場合には、国籍要件などの問題をはらむが、生活に根差した問題については、国連人権規約を念頭に、その出自にかかわらず基本的人権の観点から配慮することが求められる。

2006年に、総務省から「多文化共生」にむけた指針が示され<sup>3)</sup>、多くの自治体において「多文化共生プラン」が策定された。これを受け、地域社会における外国にルーツをもつ人びとと住民との課題や、生活上の困難を解消すべく、多文化共生の施策の推進が図られてきている(総務省, 2006)。特に近年来日する外国にルーツをもつ人々はアジア諸国を中心に多国籍化・多言語化しており、地域社会における生活者として様々な支援が必要とされている。

しかし、外国にルーツをもつ人びとは、自らの生活の質を高めるための日本語教育や雇用や就労など実態に即した教育や支援を国や自治体から受けられていないという指摘もある(富谷, 2010; 永吉, 2020)。

また障害児者の権利についての意識が国際的に高まっている。日本は2014年に国連障害者権利条約を批准しているが、その前年の2013年に障害者差別解消法が成立し、障害者に対する不当な差別的扱いを禁止し、社会的障壁を除去するための合理的配慮によって、すべての障害者が社会的に包摂される共生社会が目指されるようになった。

さらに近年、多文化共生に関わる人々の間で、外国人を受け入れることと、障害者が暮らしやすい環境づくりとの共通性が指摘されるようになってきている(毛受・鈴木, 2007)。この視点は、障害児者や外国にルーツをもつ人々など、あらゆる差異にかかわらず誰もがその多様性が認められ、権利や尊厳が保障される社会的包摂を具現化する共生社会の理念と通じ、一部の自治体においては、上記の視点を踏

まえた施策の推進が見られるようになっている<sup>4)</sup>。

子どもの教育権利についても、1978年のイギリスにおけるウォーノック報告や、1994年のサラマンカ声明を経て、「子どもの特別なニーズ」に合わせた教育の必要性が言及されてきている。しかし、保育や教育現場において、子どもの集団生活での困難の背景が日本語理解によるものなのか、障害によるものなのか判然とせず、現場が混乱している状況も起きている<sup>5)</sup>。外国にルーツをもつ子どもへの支援や教育に関しては、子ども一人ひとりのニーズにおける実態把握の難しさや、専門的人材の不足・育成・配置に関して、また多職種連携によるライフサイクルを通じた継続的な支援の必要性などが課題となっている。

一方、外国にルーツをもつ障害児とその親についての大規模な研究は、国内においてはまだ少数であり、しかも専門機関や支援の事業所における調査に限られる。高橋（2018）は、疫学的な観点から18歳未満の自閉症の外国にルーツをもつ子どもが国内において2,599人から5,198人いる可能性があるとして試算している<sup>6)</sup>。また、その他の種別の障害児を合わせると膨大な人数の外国にルーツをもつ障害児がいるとする一方、子どもの育ちの支援と子育て支援の取り組みの遅れを指摘している。

高橋（2018）は、外国にルーツをもつ障害のある

子どもと家族について、障害ゆえのバリア・困難性に、異文化の中で育ち暮らすことによるバリア・困難性が加わることによる困難の重責を指摘している。またその支援のためには、バリアフリー化と言葉の壁の解消や出身国の文化など合理的配慮を踏まえた支援の重要性を指摘している。

菱田（2021）は、長野県における中国にルーツをもつ障害児の親に対しインタビュー調査をおこない、3つの困難の重層化により、その困難と課題が潜在化、自己責任化されやすいという脆弱性を明らかにした<sup>7)</sup>。

一方、高橋（2019）は、都道府県や指定都市の発達障害者支援センターや事業所に対する外国にルーツをもつ障害児および家族への支援状況についての調査を行っている。それによると、受け入れ態勢や障害の特性や対応方法について等多くの課題が挙げられており、(表1)受け入れ態勢については「必要性を感じているが難しい」もしくは「検討中」という回答であった。また外国にルーツをもつ障害児とその家族を地域としてどのように支援していくかについてはおよそ9割が「地域における会議などでの検討がなされていない」とのことであった。

外国にルーツをもつ障害児の親が、自らの特別なニーズに即した支援制度を知り、理解し、利用するにあたって、自治体が彼らを支援の対象としてどの

表1 外国にルーツをもつ障害児及び家族への支援機関の支援状況等について

調査の対象	全国都道府県・指定都市に設置されている発達障害者支援センターおよび地域支援マネージャー計169か所
対応の経験の有無	回答者の6割が経験あり
主な相談内容	発達障害の特性や対応方法に関すること (発達障害かどうか・集団参加や適応について・保護者との子育て観や課題の共有・家族間コミュニケーション) 社会資源や情報提供に関する相談 (福祉サービスや制度、医療機関に関する問い合わせ等)
受け入れ態勢の整備	大半が多言語による対応や情報提供や通訳の必要性を感じているが難しい・検討中
支援を行う上での課題	言語コミュニケーションの問題・発達評価やアセスメント・子育てに関する考え方や違い
今後必要な対策	利用できる社会資源等に関する情報収集・説明用資料の多言語化・通訳の確保

出所：高橋（2019）をもとに筆者作成

ように捉えているかについては、詳細が明らかとなっていない。

そこで、本研究では、自治体へのインタビュー調査と、外国にルーツをもつ障害児の親の支援をインフォーマルに担う自治体以外の多様な主体について、インタビュー調査を実施し、地域における外国にルーツをもつ障害児と親を対象としたフォーマル・インフォーマルな支援の実態について明らかにする。

日本における共生社会への意識が高まっている現在において、その困難が潜在化・自己責任化・重層化しているとされる外国にルーツをもつ障害児の親への支援実態を明らかにすることは、あらゆる人々が地域社会に包摂され、一人ひとりの特別なニーズが尊重されるための社会体制を目指す上での具体的な視座の提供に資するものであると考える。

## 1. 多文化共生先進自治体における外国にルーツをもつ障害児の親への支援についての調査

### (1) 調査対象の選定

上記で述べたように、近年各自治体において外国にルーツをもつ人々の多国籍化・多言語化にともなう対応が求められており、多文化共生施策においてその推進が図られている。そこで本研究においては、多文化共生における指針の一つであり、外国にルーツをもつ人々が日本で生活する上で欠かすことのできない「コミュニケーション支援」に着目し、総務省の「地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例」<sup>8)</sup>の中で、先進的な自治体として取り上げられている島根県、美濃加茂市、浜松市、豊橋市、綾瀬市、甲府市、一宮市をインタビュー対象とした。さらに多文化共生において先進的都市といわれている北九州市を加えた計8つの自治体を選定し、外国にルーツをもつ障害児の親への支援の現状と課題について尋ね、その実態と課題について検討した。

なお、島根県に関しては、県全体における施策と県内の自治体における施策との関係性にも留意し、県庁所在地である松江市と、近年ブラジル人住民が

急増している出雲市に上記の先進自治体と同じ形式でインタビュー調査を行った。また、豊橋市に関しては、インタビュー調査を進めていくにあたり、外国にルーツをもつ障害児と親を支援していく上で、インフォーマルセクターにおける主体が、大きな役割を果たしている状況が窺えた。そこで、豊橋市内の公益財団法人、NPO法人、民間企業の職員に対してもインタビュー調査を依頼・実施し、自治体とインフォーマルセクターにおける外国にルーツをもつ障害児とその親への支援の実態把握を試みた<sup>9)</sup>。

### (2) 調査方法

本研究においては、調査対象に対しあらかじめインタビュー調査における4つの質問内容(表2)を添付した調査依頼状を送付し、了解を得た上でインタビュー調査を実施した。また、インタビューの進行状況に応じて、他の自治体や、公益財団法人やNPO法人などの支援団体にも同様の方法で調査を依頼した。

### (3) 倫理的配慮

本研究においては、立命館大学研究倫理指針を遵守し、調査研究を行った<sup>10)</sup>。自治体とインフォーマルセクターにおける主体に対して、自治体担当者・外国にルーツをもつ障害児を支援している団体の担当者に対し、事前にデータの取り扱いについての説明書類を送付し了解を得た。その後、担当者に対し電話もしくはZoomによるオンラインによってインタビュー調査を実施した。後日インタビュー内容について担当者に送付し内容について確認したテキストデータや、各自治体や各インフォーマルセクターにおける主体が公開している資料とともに考察を行った。

### (4) インタビュー調査を行った自治体とインフォーマルセクターにおける主体の詳細

インタビュー調査を行った自治体とインフォーマルセクターは以下のとおりである(表3)。

表2 自治体と支援団体に対するインタビュー調査の質問内容

質問項目	質問内容
質問1	自治体として（活動団体）として、多文化共生を進めていくにあたり、その役割として大切である点はどのようなことですか。
質問2	外国にルーツをもつ障害児の保護者に対する支援は具体的にどのようなものがありますでしょうか。（実際に対応した経験がない場合）、現時点で支援を想定した場合に、現状としてその実施が難しいと考える課題はありますか。 また具体的にどのようなことですか。
質問3	コロナ禍における外国にルーツをもつ障害児の親への対応について、難しさがあるとすれば具体的にどんなことですか。
質問4	外国にルーツをもつ障害児への対応において、他機関や、NPO 法人や市民活動との連携について、具体的な事例があれば教えてください。 また他の近隣自治体や検討の連携の取り組み、情報共有などございましたらお教えてください。

## 2. 調査結果

多文化共生における先進自治体と、外国にルーツをもつ障害児の親への支援を担うインフォーマルセクターに対してインタビュー調査を行い、得られた

回答を「当事者ニーズの収集法網」「自治体庁内・庁外における連携状況」「外国にルーツをもつ親への支援について」の3つの視点に整理し、その他自治体が発行している一次資料も参照しまとめた（表4）。

外国にルーツをもつ障害児の親への支援体制について、多文化共生先進自治体による、外国にルーツ

表3 インタビュー調査を行った自治体とインフォーマルセクター

種別	自治体	部署	インタビュー日時	インタビュー方法
自治体	鳥根県	環境生活部文化国際課	2020.11.19	オンライン
		教育庁特別支援教育課	2020.12.15	電話
	松江市	環境衛生部文化国際課	2020.11.30	オンライン
	出雲市	健康福祉部福祉推進課	2020.12.3	電話
		教育委員会児童生徒支援課	2020.12.3	電話
	静岡県浜松市	企画調整部国際課	2020.12.4	オンライン
	愛知県豊橋市	市民創成部多文化共生国際課	2020.11.25	オンライン
	神奈川県綾瀬市	市民環境部市民協働課	2020.11.18	電話
	山梨県甲府市	市民部市民総室市民課	2020.11.18	電話
	愛知県一宮市	生涯学習課国際グループ	2020.11.18	電話
	岐阜県美濃加茂市	市民協働部多文化共生係	2020.12.17	オンライン
		障害福祉課		
学校教育課				
福岡県北九州市	企画調整局国際部国際政策課	2020.12.7	オンライン	
公益財団法人	しまね国際センター（鳥根県）		2020.12.7	オンライン
	北九州国際交流協会（福岡県北九州市）		2020.12.7	オンライン
NPO 法人	NPO 法人フロンティアとよはし（愛知県豊橋市）		2020.12.2	電話
	NPO 法人在日ブラジル人を支援する会 SABJA（本部東京都）		2020.12.2	オンライン
民間企業	株式会社 A 放課後等デイサービス B 事業所（本社静岡県）		2020.12.3	オンライン



をもつ障害児の親へのフォーマルな支援体制、インフォーマルセクターによる外国にルーツをもつ障害児の親への支援の状況が明らかになった。以下論点を整理して述べる。

### (1) 多文化共生先進自治体における、外国にルーツをもつ障害児の親へのフォーマルな支援体制

#### ①外国にルーツをもつ人々への相談体制の強化

自治体は、外国にルーツをもつ人々が日本で安心して暮らすための日本の制度やサービス<sup>11)</sup>へのアクセシビリティを確保する必要性を感じていた。1990年の入管法改正時より外国人が集住する都市は、国に独自に外国にルーツをもつ人々と日本人住民との地域社会における共生について対応を求め続けてきた経緯がある<sup>12)</sup>。

2019年度から、自治体がワンストップの多文化相談センターを開設する際に、法務省の外国人受入環境整備交付金を利用できるようになった<sup>13)</sup>。外国にルーツをもつ人々のコミュニケーション保障や、自治体の窓口での生活における相談の敷居が低くなることが大いに期待されている。

今回インタビュー調査を行った自治体においても、上記で触れた国の交付金を積極的に活用し、ワンストップで様々な相談に対応できる体制を整備していた。具体的には、タブレットPCを用いた翻訳や、多言語に対応した電話サービスなどを用いての窓口での外国語対応やその対応言語数の増加、相談員・通訳者の増員や他部署への情報共有体制の強化などが図られていた。

多くの自治体では、多文化共生担当部署が旗振り役となり、庁内の他部署に対して外国人住民に対する支援の必要性を様々に啓発していた。また、外国人住民に配慮した対応や他部署との情報共有や連携の体制を庁内に構築しようとしていた。北九州市では、多文化共生支援担当課が庁内における多言語対応支援を担っているが、外国にルーツをもつ人々の支援について、各部署内で対応できるように体制を整備されつつあるようである。

自治体の多文化共生を担う部署の多くは、外国にルーツをもつ人々への支援において多様な役割を担いつつも、単独ですべてを対応することは困難であるため、現状では他部署や他機関との協働が必要不可欠であるといえる。

#### ②公益財団法人との緊密な連携

自治体における制度やサービスには、住民に対する公平性や平等性が求められる。しかし、原則自治体住民に保障されるはずの制度やサービスが、外国にルーツをもつ人々に対しては、言語的、文化的、心理的な障壁により利用できない場合が想定される。そのような場合に、公益財団法人のような公共性の強いインフォーマルセクターが主体となり、自治体との連携のもと、障壁を取り除き、制度やサービスへのアクセシビリティを保証する体制を構築しようとしている現状が確認できた。

外国にルーツをもつ障害児と親を支援していくためには、国籍、言語、文化など多様性への配慮が必要であるが、自治体と公益財団法人との連携のみでは難しい部分もある。また外国にルーツをもつ人々の生活状況、インフォーマルセクターの状況は自治体によって様々であり、一様ではない。近年多くの自治体では、南米ルーツ、中国ルーツ、フィリピンルーツの住民に加え、研修生や実習生など、東南アジアや南アジアからの住民が増加し、多国籍化、多言語化が進んできている。

各自治体のインタビュー調査からは、自治体単独で言語や教育、医療や法律などの専門性を担保した支援を提供することが現状の体制では困難であることが窺われた。一方で、いくつかの自治体では外国にルーツをもつ人々への支援やサービスについて、国際交流協会などの公益財団法人と緊密に連携することで多様性に富んだ外国にルーツをもつ人々への支援やサービス体制の構築が図られていた。先の章で述べたワンストップの多文化共生相談センターの多くが、各自治体の公益財団法人である国際交流センターや国際交流協会などに設置されている。そのた

表4 各自治体における支援状況について

自治体	当事者ニーズの収集方法	自治体内・外における連携状況	外国にルーツをもつ障害児の親への支援について
鳥根県	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民向け相談窓口における把握</li> <li>ワンストップ相談窓口による多言語による対応</li> <li>外国人地域サポーターへの相談</li> <li>県内の5つの教育事務所の指導主事による日本語指導が必要な児童生徒のいる学校への巡回訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が相談業務を委託している(公財)しまね国際センターの相談員が、教育支援計画・通知書等の翻訳や面談・教育支援会議の通訳に協力している</li> <li>県教育委員会、県文化国際課、県立養護学校、(公財)しまね国際センター、放課後等デイサービスとの情報交換会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換会における支援の必要性や役割などの確認</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民相談窓口</li> <li>乳幼児全戸訪問(保健師としまね国際センターからの派遣通訳者)</li> <li>外国人雇用相談窓口</li> <li>外国人地域サポーターによる相談・窓口への同行支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人地域サポーター・保健師活動における通訳者におけるしまね国際センターとの連携</li> <li>公立病院との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師が、乳幼児健診で気になる子どもの親への通訳を介した対応</li> <li>公立の病院への受付時における事前の人員配置もしくは病院スタッフの英語対応</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>通訳同席による各部署の窓口対応</li> <li>乳幼児全戸訪問</li> <li>市総合医療センターにおける翻訳業務・問診表の多言語化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関、社会福祉事業所の相談支援専門員、親の勤務先の通訳等との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師と通訳者による乳幼児健診・家庭訪問やその後のフォロー</li> </ul>
静岡県 浜松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市多文化共生ワンストップセンター窓口での多言語対応による把握</li> <li>出張相談、支援者向け各種講習会等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)浜松国際交流協会が運営する外国人学習支援センター(U・TOC)と、浜松市多文化共生センターにおける委託事業を通じての連携・入管ワンストップ型相談コーナーの運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)浜松国際交流協会がブラジル人心理士を2名雇用し、自治体や病院への同行などの支援</li> <li>アジア系住民増加による多言語化に対応した新たな言語での情報提供の必要性</li> </ul>
愛知県 豊橋市	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口での通訳や外国人相談員の同行による把握</li> <li>外国にルーツを持つ児童生徒の相談窓口</li> <li>学校スタッフ(日本語指導員、通訳、登録アルバイト)を通じての支援とインフォーマルアクターとの連携</li> <li>市内にある外国人児童生徒相談コーナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)豊橋国際協会における多言語相談窓口</li> <li>NPO法人豊橋市ブラジル人協会</li> <li>NPO法人フロンティアとよはしにおける放課後等デイサービス・就学前教育事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本人住民についての制度と基本的には同じ</li> <li>言語的支援によって制度を理解してもらうための、窓口での通訳や外国人相談員の同行などの環境の整備</li> <li>ブラジル人へのみの対応かつインフォーマルな団体を通じての支援という現状</li> <li>言語や経済的負担を超えたユニバーサルな支援体制の必要性</li> <li>国籍による支援の格差における自治体対応の必要性</li> </ul>
神奈川県 綾瀬市	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口での多言語対応による把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部署間で共有のタブレットPCによる部署間の担当事案の共有と連携</li> <li>日本語での発達検査実施が困難な場合、ブラジル人に関しては、東京世田谷区にあるNPO法人「在日ブラジル人を支援する会(SABJA)」やブラジル大使館を通じて派遣されたブラジル人心理士による知能検査を実施</li> <li>医療機関や学校との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノウハウ不足を感じつつ相談事例ごとに試行錯誤の対応</li> <li>国籍要件による制度の壁</li> <li>障害児の支援制度を知ってもらうための情報の多言語化</li> <li>障害と教育に対する啓発の困難</li> <li>特別支援学級への検討をする際、知能検査(WISC)を実施</li> <li>母国に障害児への支援制度がない場合、制度の説明と、理解してもらうことが困難</li> <li>ライフサイクルに応じた支援を理解してもらうことも困難な場合があるが、知ってもらい利用してもらえると大変感謝される</li> </ul>
山梨県 甲府市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民課や障害福祉課の窓口での英・中・韓3か国語対応による把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)山梨県国際交流協会</li> <li>教育委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、福祉、医療にかかわる情報の多言語化資料の作成・配布</li> </ul>
愛知県 一宮市	<ul style="list-style-type: none"> <li>タブレットPCによる窓口での多言語対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一宮市国際交流協会(任意団体)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、福祉、医療にかかわる情報の多言語化</li> </ul>
岐阜県 美濃加茂市	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康課や保健センターにおける把握</li> <li>1歳半健診のことばの相談での把握</li> <li>保育園における子育てについての文化の違い・疑問・不安の相談からの把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生係・教育委員会・保育園・学校現場・通訳者・相談員・福祉課・発達支援センター・保健師との連携</li> <li>就学前において児童発達支援センターにおける支援やフォロー</li> <li>支援が必要と判断される場合は相談支援の部署への紹介</li> <li>就学年齢においては、学校教育課による特別支援学校や特別支援教育の事前見学の案内や実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康課や保健センターにおいて把握した発達心配な外国にルーツを持つ親子に対する1歳半健診時の児童発達支援センターの職員によることばの相談でのフォロー</li> <li>子育てにおける相談における療育や医療機関受診の必要性などの判断</li> </ul>
福岡県 北九州市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の各部署における多言語対応</li> <li>外国人住民が多い区役所庁舎内や中心部の複合ビルに設置した(公財)北九州国際交流協会の外国人相談窓口での多言語対応による把握</li> <li>(公財)北九州国際交流協会の「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」への、保健師・学校・保育園・幼稚園や支援者からの相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際戦略会議における市内の各部署との連携</li> <li>市国際政策課と(公財)北九州国際交流協会の外国人相談窓口「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」の多文化ソーシャルワーカーとの緊密な連携</li> <li>外国人支援関係機関連絡会議における他部署や教育委員会、放デイなど外部団体との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内部署ごとに多言語での相談を受け付ける体制と他部署との共有を図る体制の整備</li> <li>(公財)北九州国際交流協会の多文化ソーシャルワーカーによる、外国にルーツをもつ障害児の親への継続的支援</li> <li>相談業務の質向上を目的とした定期的なカウンセリング技術の勉強会やケース検討会の実施</li> </ul>

出所：インタビューデータ・自治体の一次資料をもとに筆者作成

め、公益財団法人が、自治体の担当部署や、他の専門機関とも連携し、外国にルーツをもつ人びとの生活における潜在化した困難やニーズに対する実質的な支援の役割を担おうとしていた(図1)。また、地域における日本語教育の推進や多様な文化を紹介する役割も担うことが多く、行政と外国にルーツをもつ人々との橋渡しとしての役割も担っていた。

北九州市では、国際政策課と、北九州市国際交流協会が緊密に連携を取り、多文化共生における外国にルーツをもつ人々への支援における軸となり、外国人支援関係機関連絡会議を中核に専門家と現場の支援者と行政との壁を越えた問題意識の共有とよりよい支援の提供に向けた体制整備を図っていた。特に、北九州国際交流協会の外国人相談窓口「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」では社会福祉士の資格をもち、外国人の相談対応に長年経験のある職員が「多文化ソーシャルワーカー」として複雑なケースの解決のために伴走型の支援を行っているとのことである。また美濃加茂

市では、自治体と発達支援センターとの緊密な連携により、定期的な子どもの発達状況と日常での様子を詳細に把握していた。外国にルーツをもつ障害児の親に対しては、児童発達支援センターを通じ、医療、教育、福祉制度等について丁寧に説明し、早期から将来のライフサイクルを視野に入れた支援体制を築いている。浜松市では、国際交流協会においてブラジル人心理士を2名雇用し、自治体や病院への同行など、つなぐ役割を担っている。

また浜松市では、外国にルーツをもつ親を対象に、ポルトガル語とスペイン語でペアレントトレーニングを行う研修を実施し、中長期的な視点から外国にルーツをもつ障害児への理解や親への助言などができる人材の育成を図っている。同市では、浜松市外国人学習支援センター(以下、U-TOC)と浜松市多文化共生センターを、市の多文化共生の拠点施設として、その運営を担う浜松国際交流協会と協働して事業を展開している。2010年に開設されたU-TOCは、外国にルーツをもつ人々の日本語習得を支援す

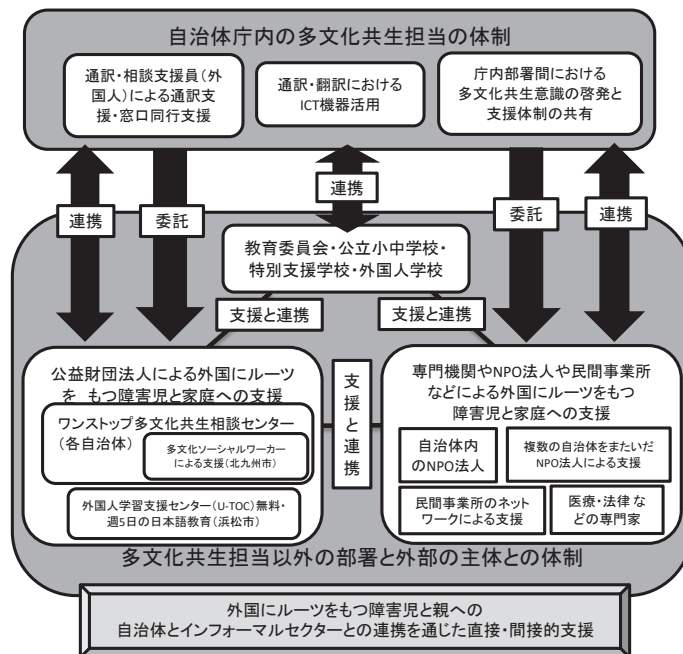


図1 自治体における外国にルーツをもつ障害児と親への支援について  
出所：筆者作成



るため、平日5日、無料で日本語教育が受講できる体制を整え、積極的な日本語教育支援を行っている。

本研究における調査から、外国にルーツをもつ障害児の親への支援は、自治体の裁量により異なり、それぞれの取り組みが質的にも量的にも多様であることが確認できた。島根県、北九州市、浜松市、豊橋市などは、外国にルーツを持つ人々に対し、自治体として公的かつ一律に施策を定め展開することが難しいという現状がありつつも、公益財団法人を軸として支援を展開していた。

このように、いくつかの自治体では、生活における様々な支援について、公益財団法人と連携している状況が確認できた。外国にルーツをもつ人々の生活上のニーズを認識し、支援を行ってきた自治体においては、外国にルーツをもつ障害児の親への支援の難しさと専門的対応の必要性が認識されていた。具体的には乳幼児健診における発達の遅れに気づいた場合の対応や、外国にルーツをもつ保護者に子どもの様子をどう理解してもらうのか、また就園や就学において、子どもの発達やニーズに合わせた教育の保障、日本の教育・福祉制度や進路・就職などライフステージに合わせた情報提供をどのように理解してもらうか等である。担当者や支援者には、一般的な子どもにおける専門知識に加え、外国にルーツをもつ子どもと家庭状況を視野に入れた支援が求められよう。

しかし、多くの自治体では、多文化共生部署の担当者や支援者が手探りで親子一人ひとりに対して支援しているのが現状であろう。

## (2) インフォーマルセクターにおける主体による外国にルーツをもつ障害児の親への支援について

自治体へのインタビュー調査からは、外国にルーツをもつ障害児と親の状況に配慮した支援について、NPO法人や民間企業などのインフォーマルセクターがそれぞれの専門性や強みを発揮しつつ、支援を展開している状況が明らかとなった。以下、外国にルーツをもつ障害児と親への支援を担う3つのイン

フォーマルセクターへのインタビュー調査から、外国にルーツをもつ障害児と親への支援の具体的状況について述べていく。

### ① NPO 法人在日ブラジル人を支援する会 SABJA (サビジャ) における支援

SABJA は、ブラジル人をブラジル人が支援するということを念頭に、集住地域にて生活や医療、心理の相談支援のボランティアを行ってきたブラジル人専門家のボランティア（医師、心理士など）によって20年前に設立された団体である<sup>14)</sup>。

外国にルーツをもつ人々を支援する現場において、日本人に対する支援内容をそのまま外国にルーツをもつ人々に援用する形での支援では不十分である。潜在化されやすいとされる外国にルーツをもつ人々の困難やニーズを捉えた支援が行えるよう、SABJA では外国にルーツをもつ障害児と親に寄り添った相談支援を、在住地域にかかわらず提供できるような体制を目指している。

### 【ネイティブ専門職によるブラジル人家庭の生活状況に合わせた相談支援】

行政がカバーしきれない外国語による心理、医療、法律、教育、発達など専門的な相談についての支援を行っている。当初はうつ病などに関する相談が多かったが、現在は、子育て家庭における子どもの発達に関する相談が増えてきているとのことである。SABJA における現在の主要事業であるブラジル人心理士によるポルトガル語での心理相談は、母国語で対応するという事で相談者が安心して相談しやすく、協力体制を築きやすくなることにつながっている。家庭や学校での子どもに関する様々な発達の不安の背景が、言語によるものなのか、障害そのものによるものなのかについて、判断することの難しさは、多くの自治体や医療機関、教育の現場において共有されている。SABJA では、ポルトガル語でのウェクスラー式知能検査の実施と結果のフィードバックを行っており、子どもや親・学校関係者や自

自治体担当者への支援業務を行っているとのことであった。また、外国にルーツをもつ人々の中には、交代勤務制で働いている人や夜勤で日中不在にしている人もいるため、夜間や休日、相談場所について柔軟に対応できるように、領事館での相談対応や電話での相談体制を整えているとのことであった。また外国にルーツをもつ子どもへの学習支援として、学校での授業内容や宿題をサポートするフリースクールを運営している。

#### 【他の外国人支援団体・ブラジル政府・出入国在留管理庁との連携における外国人の包括的支援体制の構築】

外国にルーツをもつ人々の日本における問題は、特定の国籍に起因した問題ではなく、日本における外国にルーツをもつ人が直面する普遍的な問題ともいえ、基本的な人権の視点を踏まえた包括的支援が必要である。また、日本における外国にルーツをもつ人々の問題は、国内の問題だけではなく、日本に送り出した国の政府が、日本で自国の国民がどのような処遇を受けているのかという、諸外国との国際的な問題でもある。SABJA では、外国にルーツをもつ人々への包括的な支援体制が進められている。も

ともと在日ブラジル人を支援するための団体であったが、近年ブラジル大使館や東京出入国在留管理庁やその管内における他の外国人支援団体とのネットワークを構築しつつある。今後はブラジル人以外の外国にルーツをもつ人々への支援に対しても、SABJA が長年培ってきた支援の専門性が展開される予定とのことである。

#### 【支援におけるセンター的機能、地域における支援者の育成】

SABJA は、日本語では相談しにくい在日ブラジル人の悩みに寄り添い、その在住地域にかかわらず支援できるような体制を目指している。また親の勤務状況に合わせて、夜間の電話相談や領事館内での対面相談など 東京を拠点としているが、散住地域を含めた全国各地にも出向き、相談事業をおこなっている。

近年それらの活動を通して、その意義が自治体に理解されるようになってきており、自治体から業務委託化に向けて話が進んでいるとのことである。外国人集住都市ではなく、外国にルーツもつ支援における体制や財政が不十分な自治体においては、北九州市や浜松市のような公益財団法人との緊密に連携

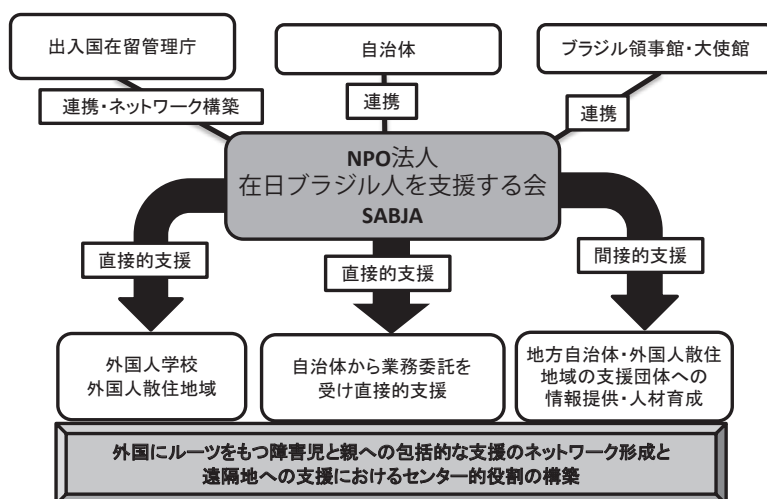


図2 NPO法人在日ブラジル人を支援する会 SABJA における支援について  
出所：筆者作成

した支援は難しい。そのような場合、東京に拠点があるSABJAが支援におけるセンター的な役割を担い、支援していた。SABJAにとっては居住地域にかかわらず、圏域を超えて必要な人々に専門的な支援を届けることができ、自治体にとっては圏域内における外国にルーツをもつ障害児と親のニーズに合わせた専門的な支援を提供できるという両者におけるメリットが窺えた。

一方で、持続可能な支援を地域で行うためには、その地域における支援者を育成する必要がある。SABJAでは各地域で積極的に支援者養成のセミナーを開いており、今後も不足すると予想される支援者の育成・輩出に力を入れている。外国にルーツをもつ人々への支援体制に向けて、長期的な視点で活動を行っていることが確認できた。

## ② NPO 法人フロンティアとよはしにおける支援

NPO 法人フロンティアとよはし（以下「フロンティア」とする）は、多文化共生社会の実現を目指し、外国にルーツをもつ人々に対する日本語教室や医療相談を行う団体として15年以上から活動しているNPO 法人である。外国にルーツをもつ人々の抱える「教育」「生活」「就労」などの社会的課題を行政、学校、地縁組織、企業と協働し、様々なプログラムで包括的に支援している<sup>15)</sup>。

もともと1990年の入管法改正によるデカセギ労働者が多く来日した際、前代表により愛知県豊橋市においてその支援が始められた。その後日系ブラジル人が定住し、家族で暮らすようになり、親や子どもに対する日本の教育についての必要性の高まりに对应、日本語教室や子どもの教育支援を担うようになった。

### 【自治体内における信頼とライフサイクルを通じた支援の展開】

フロンティアは、外国にルーツをもつ人々の支援活動から、障害児とその親の困難感と支援の必要性をいち早く見出し、ブラジル人による相談を実施し、

子どもの進路や生活上の相談などに対応してきた。活動地域である豊橋市における外国にルーツをもつ人々のニーズを、日々の活動における当事者とのやり取りの中から捉え、直接的・間接的支援を展開している。豊橋市からは一定の信頼を得ており、日本語教室運営や就学前教育については同市から業務委託を受け事業を行っている。近年、行政や病院などにおいては、通訳やICTの導入によるコミュニケーション支援が充実してきたこともあり、当法人におけるコミュニケーション支援と多文化共生における啓発としての役割は一定の成果を果たしてきたと感じている。そのため支援の内容もコミュニケーション支援から、より具体的な生活支援にシフトしているようである。

来日する外国にルーツをもつ人々の中には、日本で療育を受けさせる目的で障害児を連れて来日する人々もいるとされる。フロンティアでは、近年外国にルーツをもつ人々の障害児が増えているとの印象を持っており、その背景に、本国で派遣会社より「日本に来れば療育が受けられ、子どもを預けられて仕事ができる」という触れ込みで、借金を抱えて来日するというケースがあるとのことである。しかし、実際には障害児における様々な手続きや支援制度などを本人で行うように派遣会社から言われてしまい親が困窮し、親からの相談を受け、人道的見地からやむを得ずサービスや制度を利用する際の窓口での申請などに同行して支援する場合もあるとのことである。本来は、来日する際に派遣会社が家族の日本での生活に向けた支援やケアを行うことが必要であると思われるが、企業が来日する外国にルーツをもつ人々へのケアには消極的であるということの一端が垣間見えた。また、このような状況を自治体や国が把握できておらず、結果的に家族が自己責任で行うという不誠実な対応が行われていることは大変問題である。

フロンティアは、早くから外国にルーツをもつ障害児とその親への支援の必要性に気づき、放課後等デイサービス事業（以下A放デイ）からの展開を通

じて外国にルーツをもつ障害児と親への積極的な支援を行ってきた。

放課後等デイサービスは近年、民間企業の参入が活発になってきている一方、障害児の余暇保障を逸脱した、悪質な事業展開を行っている事業所の存在も一部指摘されている<sup>16)</sup>。しかし、A放デイを含む多くの施設では障害のある子どもの余暇を十分に保障するために、様々に努力や実践を重ねている。

【外国にルーツをもつ障害児や親の課題解決やライフサイクルに軸足をのいた事業展開】

フロンティアは、活動の中で「外国にルーツをもつ子ども達の中で、いわゆる定型発達の子どもたちは障害のある子どもたちに比べいろいろ選択肢があるが、障害児は選択肢が少なく、生活上の困難も大きい」とし、「将来に関することや生活上の悩みや困っていることについて障害児とその家族はととも困

難を抱えている」と述べ、サポートの必要性を感じている。

A放デイは、外国にルーツをもつ障害児の親からの悩みにフロンティアやブラジル人スタッフが寄り添い、学校や教育における悩みや相談に応じたり、制度やサービスの利用について自治体の窓口へ同行したりするなどの支援を提供しているとのことであった。相談を受けた親の中には、支援によって日本にうまくなじんで生活できるようになり、子どもが大きくなった後も連絡を取り合ったり、訪ねて来たりするなど緩やかな関係が続いている親子もいるとのことである。また、親や子どものライフサイクルを見据えた長期的な視点からの活動を展開しており、企業や商工会議書と外国にルーツをもつ人々との間で、フロンティアのネットワークによる就労のマッチングを図っているとのことである。

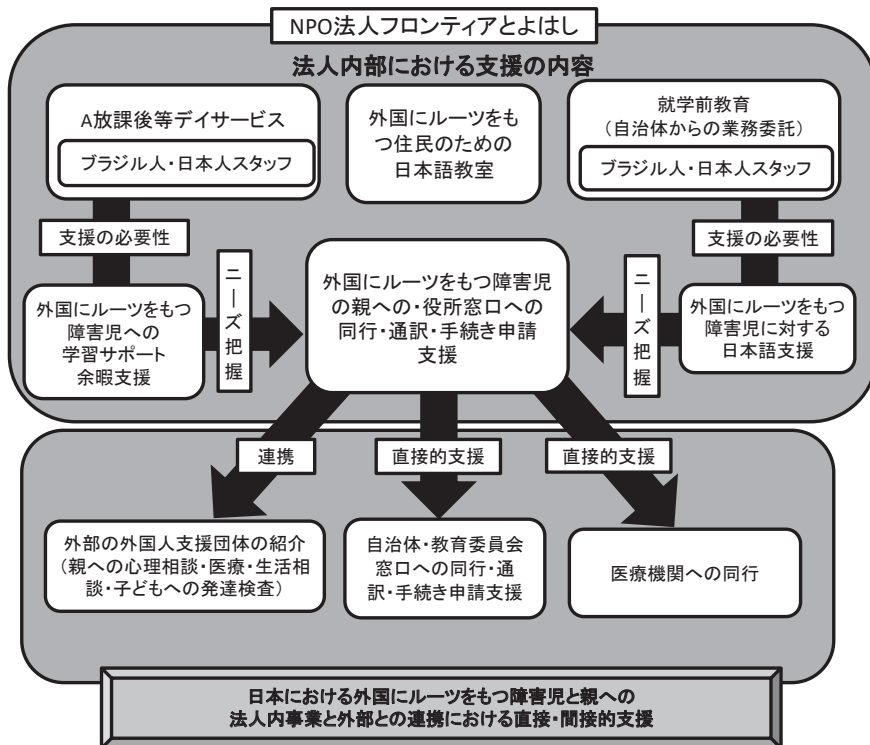


図3 NPO 法人フロンティアとよはしにおける外国にルーツをもつ障害児と親への支援 出所：筆者作成

### 【他のインフォーマルセクターによる専門的支援の活用】

フロンティアは外国にルーツをもつ子どもが日本で定住する以上、日本語や教育をきちんと保証しないということは非常に無責任であると考えている。そのため子どもの特性をできるだけ丁寧に捉えたいと、親にも子どもの様子や対応方法、制度やサービスの利用の理解などが丁寧に伝わるような配慮と関わりを意識しているとのことである。例えば、外国にルーツをもつ障害児の親に特別支援教育を進める場合には、日本人から通訳を介して伝えることによって、「自分が外国人であるから、差別してそうしているのではないか?」「通訳本人が何か悪意を持って自分に言っているのではないか?」と疑心暗鬼になる場合がある。従って話をする前に、「これから話すことは（通訳の考えではなくフロンティアのスタッフである）自分の言葉そのものであるので、何か言いたいことがある場合、通訳ではなくフロンティアのスタッフである自分に言うように」とあらか

じめ親に伝えているという。

また外国にルーツをもつ親自身に精神疾患や発達障害の傾向がある場合があり、説明やその受け止め方に苦慮する場合がある。そのような場合には、先に出てきたSABJAのブラジル人心理士の検査とフィードバックによる心理相談を利用するなど、他の団体とのネットワークや専門家を積極的に利用し支援を行っている。

### ③株式会社BにおけるC放課後等デイサービスにおける支援

株式会社B（以下B社とする）は、もともとは学習塾を全国的に展開しており、日本各地でブラジル人学校も経営している。ブラジル人の子どもの学習上の困難や、ブラジル人を中心とした外国にルーツをもつ障害児を受け入れ、サポートする場所が無いということを引きかぎに、学習塾とは別に、C放課後等デイサービス（以下、C放デイ）を立ち上げ、運営することとなった。

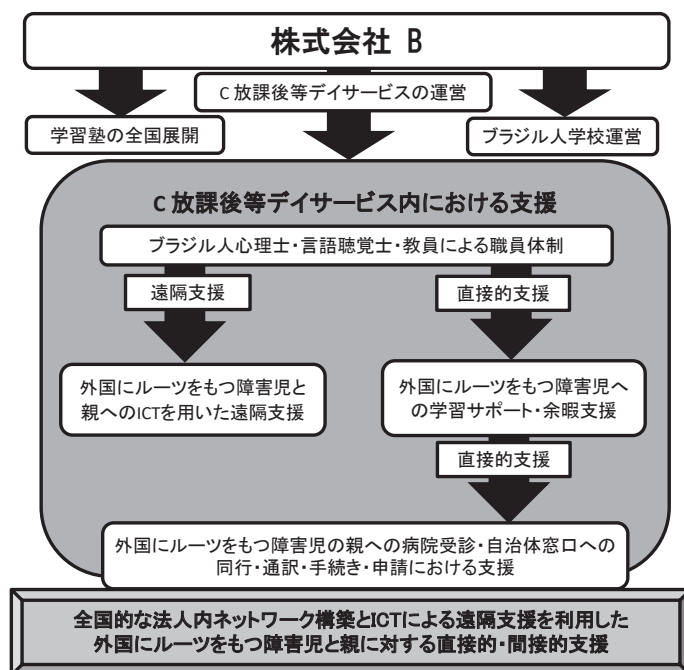


図4 株式会社B 放課後等デイサービスCにおける障害児と親への支援  
出所：筆者作成



B社のホームページによれば、子ども一人ひとりの発達状況や、親の意向をうかがいながら一人ひとりに合わせた支援計画をたて、支援を行っているとのことである。また、家庭や親の支援に関しても積極的にやっているとのことである。またブラジル人学校を複数経営し、政府に対しても外国人学校や教育における積極的な働きかけを行っている。

#### 【法人内ネットワークによる圏域を超えた支援】

C放デイの支援は、外国にルーツをもつ障害児本人への放課後余暇支援だけではなく、外国にルーツをもつ障害児の親への生活支援にも及んでいる。C放デイはその全国展開をしており、以前から遠隔での支援もおこなっている。具体的な支援における連携は現在特にないとのことである。支援会議への参加を通じ自治体・行政・医療などの情報共有などを図っているが、さらなる充実策を講じられるよう、行政の判断や法令の整備の必要性を感じている。

#### 【法人内における外国人専門職の招へい】

C放デイの運営においては、5年前から積極的にブラジル人スタッフ（心理士・言語聴覚士・教員）を本国から招へい・雇用し、外国にルーツをもつ障害児の発達を支援する取り組みを行っている。当時日本には発達に関するブラジル人の専門家はいなかったため、ブラジルから招へいしようとした際には、名古屋の入国管理局を通じて申請を行ったがなかなか許可が下りず一旦はあきらめたとのことである。しかし、その後も東京の入国管理局を通じて手続きを行い、最終的に就労ビザが下りるのに1年半かかったとのことである。このことに関しては、C放デイ単独では難しく、背景にブラジル人学校を営んでいるB社のバックアップもあったからこそ実現できたとしている。

#### 【外国にルーツをもつ障害児の親へのネイティブスタッフによる積極的支援】

上記でも触れたが、C放デイはブラジル人の専門家を招へいするのに1年半もの時間を要した。それでもブラジル人スタッフによる支援の実現を目指した背景にあるのは、母語でのコミュニケーションや同じ文化背景をもつスタッフがいることで、親が安心して相談できることである。日本人が、通訳や翻訳によってさまざまな支援を提供するにあたり、外国にルーツをもつ障害児の親の潜在的な困難や文化・慣習を理解し、真のニーズを捉えることには限界がある。C放デイでは、ブラジル人スタッフが、子どもだけではなく、病院受診や制度利用の窓口申請への同行など、障害児の親ならではのニーズに基づいた相談に丁寧かつ積極的に応じ、支援しているとのことである。

#### (3) コロナ禍における外国にルーツをもつ障害児の親への支援状況

本稿を執筆している現在において、新型コロナウイルスの世界的流行の終息の兆しはまだ見えていない。新型コロナウイルスについては、女性、障害者、難民、偏見に苦しむ人など、脆弱な立場にある人々がもっとも大きな打撃を受けているとされている（国連開発計画ホームページ）。外国にルーツをもつ障害児と親の生活にどのような影響が及んでいるのか危惧される。インタビュー調査を行った自治体におけるコロナ禍における外国にルーツをもつ障害児の親への対応の困難さについていくつかの回答が得られた（表5）。

回答からは、コロナ禍によって外国にルーツをもつ障害児の親に対する対応がむしろ細やかになった事例が確認された。松江市では、乳幼児健診がコロナ禍によって少人数の予約制による実施となり、発達が気になる外国にルーツをもつ子どもの親に対し、しっかりと準備したうえで対応できる余裕が生まれたとのことである。また、美濃加茂市では、表5のような難しさに対し、自治体が多言語での啓発ボス

表5 コロナ禍における自治体の外国にルーツをもつ障害児の親への支援の難しさについて

対応の難しさの具体例	自治体
緊急時に要件について、保護者への納得できる説明やコミュニケーションの手段	島根県
経済的に厳しい家庭が、制度の利用、療育、受診、交通費などにおける自己負担について難色を示した場合の対応	出雲市
子育て支援センターが閉鎖となった場合の家庭状況の把握と支援の方法	松江市
新型コロナウイルスの流行当初において、マスクの使用や検温に躊躇する親への説明と理解	美濃加茂市

出所：筆者作成

ターを作製したことにより、外国にルーツをもつ障害児の親への理解が進み、改めて伝わりやすい情報提供の重要性を再確認したとのことである。

また前出のSABJA、B社経営のC放デイでは、ICT機器を用いた遠隔を普段から活用しているため、コロナ禍においても外国にルーツをもつ障害児の親への支援が途切れず継続出来ているとのことであった。

外国にルーツをもつ人々に向けての支援における創意工夫、試行錯誤などの不断の努力による先進的な体制の構築は、コロナ禍による突然の危機下においてはむしろ有効に機能する可能性を秘めている点については注目に値する。

## 注

- 1) 本研究における「外国にルーツをもつ障害児の親」とは、国連や移住連（2019）の定義を踏まえ、「国境を越えた移動により日本で暮らす（日系人を含む）障害児を育てる親」と定義する。また、自治体の住民としての呼称や、制度やサービスの際に「外国人」「外国人住民」と表記される場合があるが、本研究においては、「外国にルーツをもつ人々」と同義で用いることとする。なお、日本で生活する外国にルーツをもつ人びとについて、歴史的経緯によりいわゆるオールドカマー、ニューカマーに区分されそれぞれについて様々に論じられてきている。本研究における外国にルーツをもつ人びとについて言及する際には、主にニューカマーを中心に論じていく。特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）編（2019）

『外国人の医療・福祉・社会保障相談ハンドブック』、明石書店、p.6。

- 2) 厚生労働省「人口動態調査」（2019）より算出。
- 3) 多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義され、当事者である外国にルーツをもつ住民や自治体・支援者によって、多文化共生を推進する上での課題の解決に向けた取組について啓発が進められてきている。総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書—地域における多文化共生の推進に向けて—（2006年3月）』（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000539195.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000539195.pdf)）（2021.2.7閲覧）。
- 4) 北九州市における多文化共生の取り組みにおいては、多文化共生を『わかりやすく言えば、「障害者」を「外国人」に置き換えたようなの』と捉えている。筆者は全面的には賛同できないが、外国にルーツをもつ人びとや障害児者を、生活上の様々な困難を直面する人びとという共通の視点で捉え、誰にとっても暮らしやすい環境づくりを包括的に捉え推進しようとしている。北九州市企画調整局国際部国際政策課「北九州市における多文化共生の取組み～外国人も日本人市民も暮らしやすい街づくり」『第3回自治基本条例検討委員会』（令和元年8月1日）（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000854626.pdf>）（2021.2.7閲覧）。
- 5) 外国人集住都市における調査では、特別支援在籍児童が通常の2倍の人数在籍しており、日本語の理解の問題が、知的障害とあやまって判断されているとし、子どもの学習権・教育権・発達権などへの侵害が懸念されている。（毎日新聞デジタル

- 版, 2019年9月1日)。(https://mainichi.jp/articles/20190504/k00/00m/040/098000c) (2021.4.21 閲覧)。
- 6) 高橋 (2018) によれば, 近年の国内外の疫学研究による自閉症の有病率・累積発生率は少なくとも1~2%であり, 人種や民族による偏りはないとされる。また, 「障害のない子どもと同じ割合で来日・在留していると仮定して」と前置きしたうえで, 日本における外国にルーツをもつ自閉症児の人数を試算している。また, ここでの「外国にルーツをもつ子ども」の定義は, 「両親または父母の一方が外国籍である親から生まれた障害のある子ども」と定義している。
- 7) 菱田は, 長野県在住の中国にルーツをもつ3名の障害者の親のインタビュー調査から, コミュニケーション, ニーズに基づいた支援やサービスの必要性, ライフサイクルに応じた支援の必要性という3つの困難の重層性による社会的排除状況について論じている。
- 菱田博之 (2021) 「外国にルーツをもつ障害児の親の子育てにおける困難の実態—長野県の中国ルーツをもつ親の経験における3つの観点からの考察—」『人間発達研究所紀要』, 34号, pp.2-20
- 8) 総務省「多文化共生の推進に関する研究会 (第4回)」配布資料1-1「地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例」(平成31年3月5日) (https://www.soumu.go.jp/main\_content/000612054.pdf) (2021.2.7閲覧)。
- 9) 豊橋市においてインタビューを依頼した公益財団法人とNPO法人の2つについては, 「現時点で外国にルーツをもつ障害児と親へのサポートを行った実績がない」との回答であったため, インタビュー調査は実施されなかった。
- 10) 本研究における基本的な研究倫理の検討としては, 以下の手順を経た。「立命館大学研究倫理指針」を確認したのち, 立命館大学「人を研究とする研究倫理審査フローチャート」において, 審査委員会における審査の必要について検討した。その結果 ①自治体へのインタビューについて, その内容は公的活動を反映しているものであること ②インフォーマルな支援の活動主体へのインタビューについては, 侵襲性, インフォームドコンセント, 利益相反などのいずれに関しても該当しないこと ③事前に各担当者, 代表者から自治体名, 活動主体の名称における論文掲載の許可を得ていること。④事前に研究内容を書面にて確認してもらい, インタビュー内容を要約・テキスト化したデータを後日確認してもらったこと, 以上の4点を踏まえ, 研究倫理審査の必要性はないと判断した。
- 11) 国籍要件や在留資格によって, 完全に日本人と同じ制度やサービスが保障されるとは限らないが, 基本的人権に係るものについては, 元来すべての人が利用できるような配慮は当然なされるべきである。
- 12) 外国人集住都市会議『新たな外国人材の受入れについて (意見書)』(https://www.shujutoshi.jp/pdf/ikensyo2018.pdf) (2021.2.7閲覧)。
- 13) 2018年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定・改訂され, 外国にルーツをもつ人々が在留手続, 雇用, 医療, 福祉, 出産, 子育て・教育など生活に関わる相談ができる体制整備のための補助金が交付されることとなった。
- 14) 2018年度・2019年度「SABJA 事業活動報告書」より。
- 15) フロンティアとよはしホームページ (https://frontiertoyohashi.wixsite.com/frotierty) (2021.2.7閲覧)。
- 16) 例えば, 神戸市内の放課後等児童デイサービスにおいて, 不正受給, や職員が知的障害のある女児への暴行で逮捕される事件が発生するなど, 障害児の余暇支援を逸脱した犯罪行為が明らかとなった。(https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/2986119725\_5\_4.html) (2021.2.7閲覧)。

#### 参考・引用文献

- 樋口直人 (2011) 「第1章総論「移住者と貧困」をめぐる日本的構図」移住連貧困プロジェクト編『日本で暮らす移住者の貧困』 pp.9-16。
- 法務省入国管理局 (2018) 「平成30年6月末現在における在留外国人数について (速報値・公表資料)」(http://www.moj.go.jp/content/001269620.pdf) (2021.2.7閲覧)。

- 熊谷晋一郎（2018）「障害——障害を持つ子どもへの暴力を防ぐために」木村草太編『子どもの人権を守るために』晶文堂，pp.97-109。
- 国連開発計画（UNDP）ホームページ（<https://feature.undp.org/coronavirus-vs-inequality/ja/>）（2021.2.7閲覧）。
- 毛受敏浩・鈴木江理子編著（2007）『「多文化パワー」社会 多文化共生を超えて（国際交流・協力活動入門講座Ⅳ）』明石書店，p.5。
- 永吉希久子（2020）『移民と日本社会』中公新書，p.90。
- 鈴木文治（2010）『排除する学校』明石書店。
- 高橋脩（2018）『「外国にルーツをもつ障害のある子ども」の支援について（特集：自閉症スペクトラムのいま）』『そだちの科学』No.31，pp.99-102。
- 高橋脩（2019）「外国にルーツをもつ障害のある子どもの実態と支援に関する研究（分担研究）」『平成29年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）発達障害児者等の地域特性に応じた支援ニーズとサービス利用の実態の把握と支援内容

に関する研究（研究代表者 本田秀夫）』（文部科学省「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」第6回資料）（[https://www.mext.go.jp/content/1422838\\_05.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422838_05.pdf)）（2021.6.10閲覧）。

徳田剛（2019）「日本の地方部における多文化化対応の現況」徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編著『地方発外国人住民との地域づくり：多文化共生の現場から』晃洋書房，pp.1-9。

富谷玲子（2010）「地域日本語教育批判——ニューカマーの社会参加と言語保障のために——」『神奈川大学言語研究』第32巻，pp.59-78。

#### 謝辞

調査にご協力いただいた，自治体，公益財団法人，NPO法人，企業の皆様には，新型コロナウイルスの対応等でお忙しい中，インタビュー調査に応じていただき誠にありがとうございました。この場をお借りして感謝申し上げます。

## Status and Issues of Support for Children with Disabilities and Their Parents with Foreign Roots amongst Local Governments (Part One)

HISHIDA Hiroyuki<sup>i</sup>

**Abstract** : This study empirically examines the current situation and issues regarding support for parents of disabled children with foreign roots amongst local governments by conducting interviews with local government departments in charge of multicultural liaison, public interest foundations, NPOs and private companies. The interviews revealed that some local governments are aware of the need to support parents of disabled children with foreign roots, but are struggling to connect them to specialist institutions such as medical care and education, and to existing local government systems and services. We also found that local authorities and informal actors such as public interest foundations, non-profit organizations and private companies are working together to find ways to support them. Furthermore, it was confirmed that the establishment of an advanced informal sector system is effective in providing support in remote areas and even in the context COVID-19 pandemic. On the other hand, in municipalities that are advanced in the field of multicultural liaison, it became clear that the support for parents of children with disabilities who have foreign roots is not uniform, as there are various systems depending on the situation of each municipality, and that it is difficult for Japanese supporters to provide care to the children, and that it is important to have a support system with foreign staff who take into consideration their language and cultural background.

**Keywords** : Parents of children with disabilities who have foreign roots, multicultural liaison, communication support, multilingual support, collaboration with the informal sector

---

i Doctoral Program, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University